

## 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の運用等

## 基本情報

|            |                               |  |                                  |          |   |        |
|------------|-------------------------------|--|----------------------------------|----------|---|--------|
| 組織情報       | 府省庁                           | 消費者庁   |                                  |          |   |        |
|            | 事業所管課室                        | 消費者庁   消費者政策課  |                                  |          |   |        |
|            | 作成責任者                         | 松本光好   |                                  |          |   |        |
|            | その他担当組織                       | --   |                                  |          |   |        |
| 基本情報       | 予算事業ID                        | 006456   | 事業開始年度                           | 2023     | 事業終了（予定）年度  | 終了予定なし |
|            | 事業年度                          | 2024   |                                  | 事業区分     | 前年度事業   |        |
| 政策・施策      | 政策所管                          | 政策   | 施策                               |          | 政策体系・評価書URL   |        |
|            | 消費者庁                          | 1. 消費者政策の推進  | (4) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の運用等 |          | <a href="https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/">https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/</a> |        |
| 関連事業       | --                            |  | 主要経費                             | その他の事項経費 |   |        |
| 概要・目的      | 事業の目的                         | 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下、「不当寄附勧誘防止法」又は「法」とする。）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。   |                                  |          |   |        |
|            | 現状・課題                         | 不当寄附勧誘防止法は、法人等から不当な寄附勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等による個人に対する寄附の勧誘に関して、配慮義務（法第3条）及び禁止行為（法第4条及び第5条）を規定している。これら配慮義務及び禁止行為に対しては、違反に対する行政上の措置（法第6条及び第7条）を規定しているところ、法を厳正に運用するとともに、寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報の着実な収集につながるよう、法の規定や消費者庁への情報提供方法について周知啓発を実施する必要がある。また、法附則第5条に係る対応のため、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を把握する必要がある。 |                                  |          |   |        |
|            | 事業の概要                         | 寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報について、法の目的を踏まえ、必要かつ十分な調査を行い、法を厳正に運用する。併せて、被勧誘者及び法人等向けに、説明会や周知動画等を通じ、法の規定や趣旨の周知啓発を実施し、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。加えて、法附則第5条に係る対応のため、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を把握する。  |                                  |          |   |        |
|            | 事業概要URL                       | <a href="https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/">https://www.caa.go.jp/policies/evaluation/</a>  |                                  |          |   |        |
| 根拠法令       | 法令名                           | 法令番号   |                                  | 条        | 項   | 号・号の細分 |
|            | 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律      | 令和四年法律第百五号   |                                  | --       | --  | --     |
| 関係する計画・通知等 | 計画・通知名                        | 計画・通知等URL  |                                  |          |   |        |
|            | 消費者基本計画工程表（令和5年6月13日改定）重要項目3. | <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/consumer_policy_cms104_230613_001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/consumer_policy_cms104_230613_001.pdf</a>  |                                  |          |   |        |
| 補助率        | 補助対象                          | 補助率  | 補助上限等                            | 補助率URL   |   |        |
|            | --                            | --   | --                               | --       |   |        |

|      |      |
|------|------|
| 実施方法 | 直接実施 |
| 備考   | --   |

予算・執行

| 予算額執行額表<br>(単位：千円) |          |       | 2023   | 2024   | 2025 |
|--------------------|----------|-------|--------|--------|------|
|                    | 要求額      |       | --     | 70,000 | --   |
|                    | 当初予算     |       | 77,000 | 70,000 | --   |
|                    | 補正予算     |       | --     | --     | --   |
|                    | 前年度から繰越し |       | --     | --     | --   |
|                    | 予備費等     |       | --     | --     | --   |
|                    | 計        |       | 77,000 | 70,000 | 0    |
|                    | 執行額      |       | 63,262 | --     | --   |
| 執行率                |          | 82.2% | --     | --     |      |

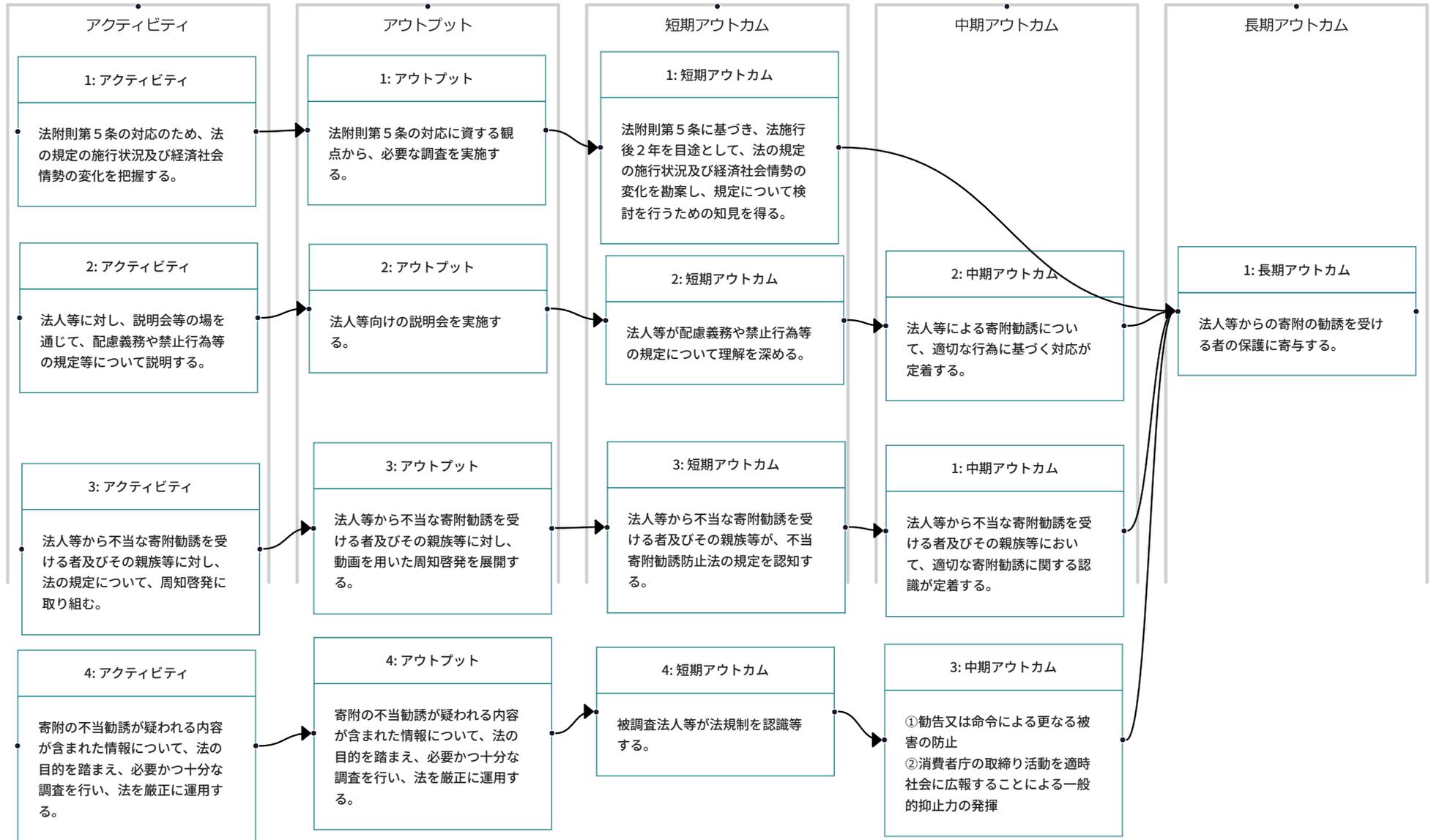
| 予算内訳表<br>(単位：千円) | 会計区分  | 会計   | 勘定 | 要望額 | 備考     |        |
|------------------|---|--|----|-----|--------|--------|
|                  | 一般会計  | 一般会計   | -- | --  | --     | --     |
|                  |   | 予算種別/歳出予算項目  |    | 備考  | 予算額    | 翌年度要求額 |
|                  |   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当初予算</div> 一般会計 / 内閣府 / 消費者庁 / 消費者政策費 / 消費者政策調査費 |    | --  | 65,760 | --     |
|                  |   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当初予算</div> 消費者政策費 職員旅費                           |    | --  | 4,047  | --     |
|                  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">当初予算</div> 消費者政策費 諸謝金 |  | -- | 193 | --     |        |

|        |    |         |    |
|--------|----|---------|----|
| 主な増減理由 | -- | その他特記事項 | -- |
|--------|----|---------|----|

# 効果発現経路

活動・成果目標等のつながり



アクティビティからの発現経路 1-1-1-1

|                    |   |   |                               |              |
|--------------------|---|---|-------------------------------|--------------|
| アクティビティ            | 法附則第5条の対応のため、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を把握する。   |   |                               |              |
| 活動目標及び活動実績(アウトプット) | 活動目標  | 法附則第5条の対応に資する観点から、必要な調査を実施する。   | 活動指標                          | 実施調査数        |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | ①諸外国における寄附に関する制度を把握するための海外調査の実施<br>②法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を把握するための調査の実施 | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --           |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | --  | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --           |
| 活動・成果目標と実績         |   |   | 2023年度                        | 2024年度       |
|                    | 当初見込み/目標値   |   | 1                             | --           |
|                    | 活動実績/成果実績   |   | 1                             | --           |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 法附則第5条の対応に資する調査を実施し、知見を収集することで、法附則第5条に基づき、法施行後2年を目途として、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |   |                               |              |
| 短期アウトカム            | 成果目標  | 法附則第5条に基づき、法施行後2年を目途として、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、規定について検討を行うための知見を得る。 | 成果指標                          | 検討に資する知見の集約等 |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 諸外国における寄附に関する制度の把握など必要な知見の確保を達成するとともに、法附則第5条に基づく対応の際に活用していく。          | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --           |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | 検討内容について、定量的に評価できるものではないため。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --           |
| 活動・成果目標と実績         |   |   | 2024年度                        |              |
|                    | 当初見込み/目標値   |   |                               | --           |
|                    | 活動実績/成果実績   |   |                               | --           |
|                    | 達成率(%)  |   |                               | --           |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 法附則第5条に係る対応により、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。  |   |                               |              |

|            |                      |   |                               |                     |
|------------|----------------------|---|-------------------------------|---------------------|
| 長期アウトカム    | 成果目標                 | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。   | 成果指標                          | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護 |
|            | 定性的なアウトカムに関する成果実績    | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、長期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。<br>（不当寄附勧誘防止法の行政措置規定の施行日である令和5年4月1日から令和6年3月末までにおける情報の受理件数のうち、勧告又は命令を実施した事件はない。） | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --                  |
|            | 定性的なアウトカム目標を設定している理由 | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者を網羅的に把握することは困難であるため、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護がどの程度図られたかを定量的に評価することは困難である。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --                  |
| 活動・成果目標と実績 |                      |   | 2024年度                        |                     |
|            | 当初見込み／目標値            |   |                               | --                  |
|            | 活動実績／成果実績            |   |                               | --                  |
|            | 達成率(%)               |   |                               | --                  |

アクティビティからの発現経路 2-2-2-1

|                    |   |   |                                |                                       |
|--------------------|---|---|--------------------------------|---------------------------------------|
| アクティビティ            | 法人等に対し、説明会等の場を通じて、配慮義務や禁止行為等の規定等について説明する。                   |   |                                |                                       |
| 活動目標及び活動実績(アウトプット) | 活動目標  | 法人等向けの説明会を実施する。   | 活動指標                           | 説明会への参加人数                             |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | --  | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名 (出典) | --                                    |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | --  | アウトカムを複数段階で設定できない理由            | --                                    |
| 活動・成果目標と実績         |   |   | 2023年度                         | 2024年度                                |
|                    | 当初見込み/目標値(人)  |   | 500                            | 200                                   |
|                    | 活動実績/成果実績(人)  |   | 550                            | --                                    |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 法人等向けの説明会を通じて、法人等が配慮義務や禁止行為等の規定について理解を深める。                  |   |                                |                                       |
| 短期アウトカム            | 成果目標  | 法人等が配慮義務や禁止行為等の規定について理解を深める。  | 成果指標                           | 法人等の配慮義務や禁止行為等の規定についての理解度             |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 法人等向け説明会については、法人等関係者合計約550名の参加があり、アンケート結果において、参加法人の種別割合が、多い順に、学校法人43.5%、公益財団法人13.8%、NPO法人6.2%であった。また、参加者の72%が寄附を募る活動を行っているとの回答であり、参加者の99%が説明会で法の理解が深まったと回答している。 | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名 (出典) | 説明会参加者を対象にアンケートを実施し、計315名から回答を得た結果を集計 |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | --  | アウトカムを複数段階で設定できない理由            | --                                    |
| 活動・成果目標と実績         |   |   | 2023年度                         | 目標年度<br>2024年度                        |
|                    | 当初見込み/目標値(%)  |   | 80                             | 80                                    |
|                    | 活動実績/成果実績(%)  |   | 99                             | --                                    |
|                    | 達成率(%)  |   | 123.8                          | --                                    |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 法人等の不当寄附勧誘防止法に対する理解が深まることで、法人等による寄附勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着する。 |   |                                |                                       |

|         |                      |   |                               |                              |
|---------|----------------------|---|-------------------------------|------------------------------|
| 中期アウトカム | 成果目標                 | 法人等による寄附勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着する。  | 成果指標                          | 法人等による寄附勧誘における適切な行為に基づく対応の定着 |
|         | 定性的なアウトカムに関する成果実績    | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、中期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。   | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --                           |
|         | 定性的なアウトカム目標を設定している理由 | 不当寄附勧誘防止法は、その規模や活動内容等を問わず、広く法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの）を対象としており、世の中には多種多様な法人等が存在するため、多種多様な法人等の寄附勧誘行為を網羅的に把握したうえで、法人等による寄附勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着したかを定量的に評価することは困難である。 | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --                           |

|            |           |  |  |        |
|------------|-----------|--|--|--------|
| 活動・成果目標と実績 |           |  |  | 2024年度 |
|            | 当初見込み／目標値 |  |  | --     |
|            | 活動実績／成果実績 |  |  | --     |
|            | 達成率(%)    |  |  | --     |

|                    |  |
|--------------------|--|
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 法人等による寄附勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着することで、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護が図られる。 |
|--------------------|--|

|         |                      |   |                               |                     |
|---------|----------------------|---|-------------------------------|---------------------|
| 長期アウトカム | 成果目標                 | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。   | 成果指標                          | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護 |
|         | 定性的なアウトカムに関する成果実績    | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、長期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。<br>（不当寄附勧誘防止法の行政措置規定の施行日である令和5年4月1日から令和6年3月末までにおける情報の受理件数のうち、勧告又は命令を実施した事件はない。） | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --                  |
|         | 定性的なアウトカム目標を設定している理由 | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者を網羅的に把握することは困難であるため、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護がどの程度図られたかを定量的に評価することは困難である。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --                  |

|            |           |  |  |        |
|------------|-----------|--|--|--------|
| 活動・成果目標と実績 |           |  |  | 2024年度 |
|            | 当初見込み／目標値 |  |  | --     |
|            | 活動実績／成果実績 |  |  | --     |
|            | 達成率(%)    |  |  | --     |

アクティビティからの発現経路 3-3-3-1-1

|                    |   |  |                               |  |
|--------------------|---|--|-------------------------------|--|
| アクティビティ            | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等に対し、法の規定について、周知啓発に取り組む。               |  |                               |  |
| 活動目標及び活動実績(アウトプット) | 活動目標  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等に対し、動画を用いた周知啓発を展開する。   | 活動指標                          | YouTube広告における動画の視聴回数                         |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 国民向けの周知啓発については、配慮義務及び禁止行為の内容をわかりやすいイラストで示した不当寄附勧誘防止法ポスターを作成し、全国の大学、消費生活センター等、中央公民館及び東京メトロ駅構内などに対し、約37,000枚を配布した。また、15秒映像動画を作成し、当該15秒映像を用いた広告について、各種広告媒体に掲載し、コンビニエンスストアPOSレジ広告については全国の小売店舗13,904店に掲載し、YouTube広告については68万回以上の視聴回数を獲得した。 | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --   |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | --   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績         |   |  | 2023年度                        | 2024年度                                       |
|                    | 当初見込み/目標値(回)  |  | 650,000                       | --   |
|                    | 活動実績/成果実績(回)  |  | 681,012                       | --   |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 動画を用いた周知啓発により、法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等が、不当寄附勧誘防止法の規定について認知する。 |  |                               |  |
| 短期アウトカム            | 成果目標  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等が、不当寄附勧誘防止法の規定を認知する。   | 成果指標                          | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等における不当寄附勧誘防止法の規定の認知度 |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 成果実績に係る実態把握の実施や方法については、今後検討してまいりたい。  | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --   |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等の把握が困難であるため、定量的なアウトカムを設定することは困難である。  | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績         |   |  | 2024年度                        |  |
|                    | 当初見込み/目標値(%)  |  |                               | --   |
|                    | 活動実績/成果実績(%)  |  |                               | --   |
|                    | 達成率(%)  |  |                               | --   |

|  |   |   |                               |  |
|--|---|---|-------------------------------|--|
|  後続アウトカムへのつながり  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等が不当寄附勧誘防止法の規定について認知することで、適切な寄附勧誘に関する認識が定着する。        |   |                               |  |
| 中期アウトカム  | 成果目標  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等において、適切な寄附勧誘に関する認識が定着する。  | 成果指標                          | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等における適切な寄附勧誘に関する認識の定着 |
|  | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、中期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。成果実績に係る実態把握の実施や方法については、今後検討してまいりたい。  | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --   |
|  | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等の把握が困難であるため、定量的なアウトカムを設定することは困難である。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績   |   |   | 2024年度                        |  |
|  | 当初見込み／目標値   |   |                               | --   |
|  | 活動実績／成果実績   |   |                               | --   |
|  | 達成率(%)  |   |                               | --   |
|  後続アウトカムへのつながり | 法人等から不当な寄附勧誘を受ける者及びその親族等における適切な寄附勧誘に関する認識が定着することで、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。 |   |                               |  |
| 長期アウトカム  | 成果目標  | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。   | 成果指標                          | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護                          |
|  | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、長期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。<br>（不当寄附勧誘防止法の行政措置規定の施行日である令和5年4月1日から令和6年3月末までにおける情報の受理件数のうち、勧告又は命令を実施した事件はない。） | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --   |
|  | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者を網羅的に把握することは困難であるため、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護がどの程度図られたかを定量的に評価することは困難である。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績   |   |   | 2024年度                        |  |
|  | 当初見込み／目標値   |   |                               | --   |
|  | 活動実績／成果実績   |   |                               | --   |
|  | 達成率(%)  |   |                               | --   |

アクティビティからの発現経路 4-4-4-3-1

|                    |   |  |                               |                |
|--------------------|---|--|-------------------------------|----------------|
| アクティビティ            | 寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報について、法の目的を踏まえ、必要かつ十分な調査を行い、法を厳正に運用する。                              |  |                               |                |
| 活動目標及び活動実績(アウトプット) | 活動目標  | 寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報について、法の目的を踏まえ、必要かつ十分な調査を行い、法を厳正に運用する。                 | 活動指標                          | 調査対象情報件数       |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | --   | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --             |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | --   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --             |
| 活動・成果目標と実績         |   |  | 2023年度                        | 2024年度         |
|                    | 当初見込み/目標値(件)  |  | --                            | --             |
|                    | 活動実績/成果実績(件)  |  | 97                            | --             |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報について、法の目的を踏まえ、必要かつ十分な調査を行い、法を厳正に運用することで、被調査法人等の法規制の認識等につながる。       |  |                               |                |
| 短期アウトカム            | 成果目標  | 被調査法人等が法規制を認識等する。  | 成果指標                          | 被調査法人等の法規制の認識等 |
|                    | 定性的なアウトカムに関する成果実績   | 不当寄附勧誘防止法の行政措置規定の施行日である令和5年4月1日から令和6年3月末までにおける情報の受理件数のうち、勧告又は命令を実施した事件はない。 | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典) | --             |
|                    | 定性的なアウトカム目標を設定している理由  | 被調査法人等が法規制を認識等するという事象について定量的に評価できるものではないため。                                | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --             |
| 活動・成果目標と実績         |   |  | 2024年度                        |                |
|                    | 当初見込み/目標値   |  |                               | --             |
|                    | 活動実績/成果実績   |  |                               | --             |
|                    | 達成率(%)  |  |                               | --             |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり | 被調査法人等が法規制を認識等することで、<br>①勧告又は命令による更なる被害の防止<br>②消費者庁の取締り活動を適時社会に広報することによる一般的抑止力の発揮につながる。 |  |                               |                |

|                         |  |   |                               |  |
|-------------------------|--|---|-------------------------------|--|
| 中期アウトカム                 | 成果目標   | ①勧告又は命令による更なる被害の防止<br>②消費者庁の取締り活動を適時社会に広報することによる一般的抑止力の発揮   | 成果指標                          | ①勧告又は命令による更なる被害の防止（再犯の有無）<br>②消費者庁の取締り活動を適時社会に広報することによる一般的抑止力の発揮（行政上の措置の件数の増減） |
|                         | 定性的なアウトカムに関する成果実績  | --  | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --   |
|                         | 定性的なアウトカム目標を設定している理由   | --  | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績              |  |   |                               | 2024年度   |
|                         | 当初見込み／目標値  |   |                               |  |
|                         | 活動実績／成果実績  |   |                               |  |
|                         | 達成率(%)   |   |                               |  |
| ↓<br>後続アウトカムへのつながり      | 勧告又は命令による更なる被害の防止及び消費者庁の取締り活動の社会への広報による一般的抑止力の発揮を通じ、法人等から寄附の勧誘を受ける者の保護が図られる。 |   |                               |  |
| 長期アウトカム                 | 成果目標   | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に寄与する。   | 成果指標                          | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護  |
|                         | 定性的なアウトカムに関する成果実績  | 法施行（全面施行R5.6.1）から間もないことから、長期アウトカムの効果が発現する段階に至っていない。<br>（不当寄附勧誘防止法の行政措置規定の施行日である令和5年4月1日から令和6年3月末までにおける情報の受理件数のうち、勧告又は命令を実施した事件はない。） | 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名（出典） | --   |
|                         | 定性的なアウトカム目標を設定している理由   | 法人等からの寄附の勧誘を受ける者を網羅的に把握することは困難であるため、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護がどの程度図られたかを定量的に評価することは困難である。   | アウトカムを複数段階で設定できない理由           | --   |
| 活動・成果目標と実績              |  |   |                               | 2024年度   |
|                         | 当初見込み／目標値  |   |                               |  |
|                         | 活動実績／成果実績  |   |                               |  |
|                         | 達成率(%)   |   |                               |  |
| 事業に関連するKPIが定められている閣議決定等 | 名前   | --  |                               |  |
|                         | URL  | --  |                               |  |
|                         | 該当箇所   | --  |                               |  |

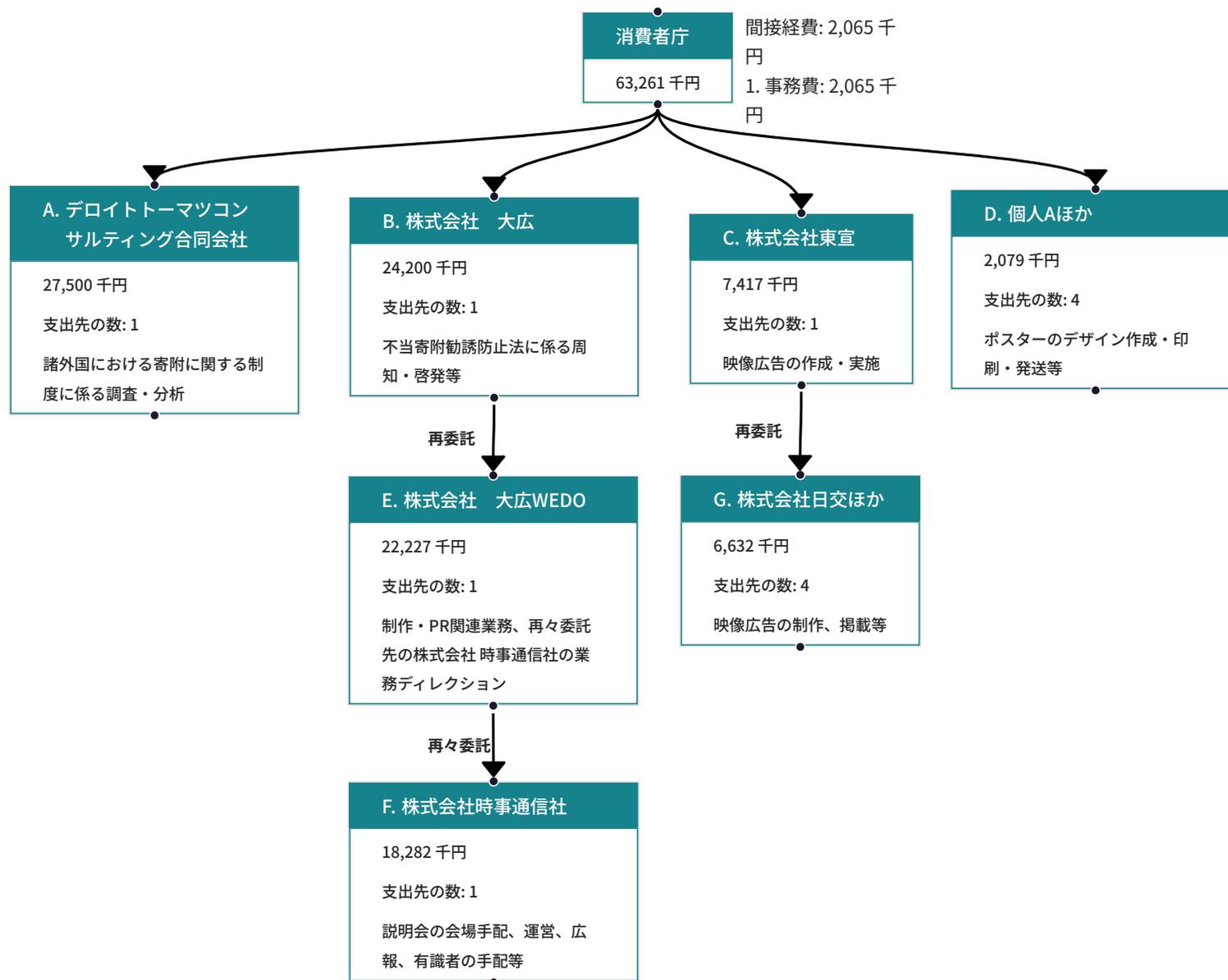
点検・評価

|                       |                           |   |
|-----------------------|---------------------------|---|
| <p>事業所管部局による点検・改善</p> | <p>点検結果</p>               | <p>令和5年度においては、主に、①国民及び法人等向けの周知啓発、②寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報の調査、及び③諸外国における寄附に関する制度に係る調査・分析を実施した。</p> <p>具体的には、①について、令和4年12月の法成立から令和4年度中までの間において、既に法の解説資料（Q&amp;A形式）や逐条解説、啓発チラシ等を作成・公表していたことを踏まえ、令和5年度においては、これらも活用しつつ、法人等向け説明会を実施するとともに、国民向けの幅広い法の周知が必要との観点から、配慮義務及び禁止行為の内容をわかりやすいイラストで示した不当寄附勧誘防止法ポスターの作成及び配布、並びに15秒映像動画の作成及び当該15秒映像広告を用いた各種広告媒体（電車の映像広告、コンビニエンスストアPOSレジ広告及びYouTube広告）での周知を行った。法人等向け説明会については、法人等関係者合計約550名の参加があり、アンケート結果において、参加法人の種別割合が、多い順に、学校法人43.5%、公益財団法人13.8%、NPO法人6.2%であった。また、参加者の72%が寄附を募る活動を行っているとの回答であり、参加者の99%が説明会で法の理解が深まったと回答している。以上から、説明会実施の効果が認められると考える。また、国民向けの周知啓発については、不当寄附勧誘防止法ポスターを全国の大学、消費生活センター等、中央公民館及び東京メトロ駅構内などに対し、約37,000枚を配布した。15秒映像広告については、令和6年3月11日から20日の期間において、各種広告媒体に掲載し、コンビニエンスストアPOSレジ広告については全国の小売店舗13,904店に掲載し、YouTube広告については68万回以上の視聴回数を獲得した。これら様々な広報手法を通じて、周知啓発を行うことにより、不当寄附勧誘防止法の認識について、一定の社会的浸透を果たしたものと考える。</p> <p>②について、消費者庁ウェブフォーム、全国の消費生活センター等、靈感商法等対応ダイヤルの3つの窓口を設け、これらを中心に端緒情報を収集し、寄附の不当勧誘が疑われる内容が含まれた情報について、所要の調査を行った。令和5年度における対応状況として公表した「寄附の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表」（※）のとおり、調査対象情報として97件を受理し、そのうち85件について調査結果に基づく処理を行った。残りの12件について令和6年度以降引き続き調査継続する。</p> <p>（※）<a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/donation_solicitation_240509_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/donation_solicitation_240509_0001.pdf</a></p> <p>③について、諸外国における寄附に関する制度を把握するため、米国、英国、ドイツ、フランス、韓国の5カ国について海外調査を実施した。その結果、寄附に関する制度の概要や運用実態をはじめ、知見の収集を達成した。</p> <p>上記①～③の令和5年度における取組については、法の目的を踏まえ、いずれもその必要性を精査した上で実施してきた取組であり、今後、寄附勧誘対策室として業務を実施していくに当たり、いずれの取組も必要なものであったと考えられる。一方で、令和5年度は法運用のために予算が措置された初年度に当たるため、事業単位として、取組の改善の比較対象がなかった。令和6年度以降の取組においては、令和5年度における取組の実施状況を踏まえ、各種取組をブラッシュアップしていくことが重要である。</p> |
|                       | <p>目標年度における効果測定に関する評価</p> | <p>--</p>   |
|                       | <p>改善の方向性</p>             | <p>まず、法の目的である法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を達成するためには、被勧誘者向けの啓発と法人向けの説明の双方について継続的に実施すること及び寄附の不当勧誘が疑われる情報の調査活動等を行うことを通じて、法人等による寄附勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着することが求められる。</p> <p>よって、国民向け及び法人向けに、法の規定や趣旨の周知啓発を継続し、充実することが求められる。その際、令和5年度の取組状況を踏まえつつ、対象とする者や法人ごとに整理をして、より効果的な周知啓発方法を選択する必要がある。</p> <p>次に、寄附の不当勧誘が疑われる情報の調査について、令和5年度の実績を踏まえ、その活動指標として、調査対象情報件数を設定し、中期的には、調査活動等を通じ、勧告又は命令による更なる被害の防止及び消費者庁の取締り活動の社会への広報による一般的抑止力の発揮を目指す。なお、消費者庁に寄せられる情報の件数については、周知啓発による被害の未然抑止に伴う件数の減少と情報提供窓口の認知に伴う件数の増加など様々な要因から指標が変動する可能性が考えられ、調査対象情報件数の多寡について、一概に評価することは困難であるとする。</p> <p>加えて、法附則第5条に係る対応については、法施行後2年を目途に検討を加えることとされており、これに向け、令和6年度においては、法の規定の施行状況及び経済社会情勢の変化を把握する必要がある。</p>   |

|                                   |            |               |        |          |
|-----------------------------------|------------|---------------|--------|----------|
| 外部有識者による<br>点検                    | 点検対象       | 書面点検          | 最終実施年度 | --       |
|                                   | 対象の理由      | 前年度に新規に開始した事業 |        |          |
|                                   | 所見         | --            |        |          |
|                                   | 公開プロセス結果概要 | --            |        |          |
| 行政事業レビュー<br>推進チームの所見<br>に至る過程及び所見 | 所見         | --            | 詳細     | --       |
| 所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況           | 改善点・反映状況   | --            |        |          |
|                                   | 反映額        | 会計            | 勘定     | 反映額 (千円) |
|                                   |            | --            | --     | --       |
| 詳細                                | --         |               |        |          |
| 公開プロセス・秋の年次公開検証（秋のレビュー）における取りまとめ  | --         |               |        |          |
| その他の指摘事項                          | --         |               |        |          |

支出先

資金の流れ



| 支出先上位者リスト<br>(単位：千円)                                     | 支出先ブロック名                                  | 合計支出額         | 支出先数               | 事業を行う上での役割              |           |
|--|---|---------------|--------------------|-------------------------|-----------|
|  | A デロイトトーマツコンサルティング合同会社                    | 27,500        | 1                  | 諸外国における寄附に関する制度に係る調査・分析 |           |
|  | 支出先名                                      | 支出額           | 法人番号               |                         |           |
|  | デロイトトーマツコンサルティング合同会社                      | 27,500        | 7010001088960      |                         |           |
|  | 契約概要（契約名）/契約方式等                           | 支出額           | 入札者数               | 落札率(%)                  | 一者応札・随契理由 |
|  | 諸外国における寄附に関する制度に係る調査・分析業務<br>一般競争契約（総合評価） | 27,500        | 4                  | --                      | --        |
|  | 支出先ブロック名                                  | 合計支出額         | 支出先数               | 事業を行う上での役割              |           |
|  | B 株式会社 大広                                 | 24,200        | 1                  | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等      |           |
|  | 支出先名                                      | 支出額           | 法人番号               |                         |           |
|  | 株式会社大広                                    | 24,200        | 3120001056530      |                         |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等  | 支出額                                       | 入札者数          | 落札率(%)             | 一者応札・随契理由               |           |
| 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務<br>一般競争契約（総合評価）                     | 24,200                                    | 1             | --                 | --                      |           |
| 支出先ブロック名   | 合計支出額                                     | 支出先数          | 事業を行う上での役割         |                         |           |
| C 株式会社東宣   | 7,417                                     | 1             | 映像広告の作成・実施         |                         |           |
| 支出先名   | 支出額                                       | 法人番号          |                    |                         |           |
| 株式会社東宣   | 7,417                                     | 8010001051463 |                    |                         |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等  | 支出額                                       | 入札者数          | 落札率(%)             | 一者応札・随契理由               |           |
| 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの<br>作成及び広告実施業務<br>一般競争契約（最低価格） | 7,417                                     | 8             | --                 | --                      |           |
| 支出先ブロック名   | 合計支出額                                     | 支出先数          | 事業を行う上での役割         |                         |           |
| D 個人Aほか  | 2,079                                     | 4             | ポスターのデザイン作成・印刷・発送等 |                         |           |

| 支出先名                                  |  | 支出額    | 法人番号          |  |           |
|---------------------------------------|--|--------|---------------|--|-----------|
| 個人A                                   |  | 959    | --            |  |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等                       |  | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                                   | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法に係るポスターの印刷・梱包・発送<br>随意契約（少額） |  | 959    | --            | --                                       | --        |
| 支出先名                                  |  | 支出額    | 法人番号          |  |           |
| 朝日梱包株式会社                              |  | 488    | 9010601040880 |  |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等                       |  | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                                   | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法に係るポスターの梱包・発送<br>随意契約（少額）    |  | 488    | --            | --                                       | --        |
| 支出先名                                  |  | 支出額    | 法人番号          |  |           |
| 当矢印刷株式会社                              |  | 460    | 8013301008595 |  |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等                       |  | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                                   | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法に係るポスター印刷<br>随意契約（少額）        |  | 460    | --            | --                                       | --        |
| 支出先名                                  |  | 支出額    | 法人番号          |  |           |
| 株式会社太陽美術                              |  | 172    | 6010601003790 |  |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等                       |  | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                                   | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法に係るポスターデザイン等制作<br>随意契約（少額）   |  | 172    | --            | --                                       | --        |
| 支出先ブロック名                              |  | 合計支出額  | 支出先数          | 事業を行う上での役割                               |           |
| E 株式会社 大広WEDO                         |  | 22,227 | 1             | 制作・PR関連業務、再々委託先の株式会社 時事通信社の業務ディ<br>レクション |           |
| 支出先名                                  |  | 支出額    | 法人番号          |  |           |
| 株式会社大広WEDO                            |  | 22,227 | 9120001056772 |  |           |
| 契約概要（契約名）/契約方式等                       |  | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                                   | 一者応札・随契理由 |

|  |                                    |        |               |                        |           |
|--|------------------------------------|--------|---------------|------------------------|-----------|
|  | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務<br>その他(再委託契約) | 22,227 | --            | --                     | --        |
| 支出先ブロック名   |                                    | 合計支出額  | 支出先数          | 事業を行う上での役割             |           |
| F  | 株式会社時事通信社                          | 18,282 | 1             | 説明会の会場手配、運営、広報、有識者の手配等 |           |
| 支出先名   |                                    | 支出額    | 法人番号          |                        |           |
| 株式会社時事通信社  |                                    | 18,282 | 7010001018703 |                        |           |
| 契約概要(契約名)/契約方式等  |                                    | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                 | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務<br>その他(再々委託契約)                    |                                    | 18,282 | --            | --                     | --        |
| 支出先ブロック名   |                                    | 合計支出額  | 支出先数          | 事業を行う上での役割             |           |
| G  | 株式会社日交ほか                           | 6,632  | 4             | 映像広告の制作、掲載等            |           |
| 支出先名   |                                    | 支出額    | 法人番号          |                        |           |
| 株式会社日交   |                                    | 4,160  | 9011101025579 |                        |           |
| 契約概要(契約名)/契約方式等  |                                    | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                 | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの<br>作成及び広告実施業務<br>その他(再委託契約) |                                    | 4,160  | --            | --                     | --        |
| 支出先名   |                                    | 支出額    | 法人番号          |                        |           |
| 株式会社ローソンエンタテインメント                                      |                                    | 1,320  | 9010701022515 |                        |           |
| 契約概要(契約名)/契約方式等  |                                    | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                 | 一者応札・随契理由 |
| 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの<br>作成及び広告実施業務<br>その他(再委託契約) |                                    | 1,320  | --            | --                     | --        |
| 支出先名   |                                    | 支出額    | 法人番号          |                        |           |
| プラウドエンジン株式会社   |                                    | 822    | 5011101087029 |                        |           |
| 契約概要(契約名)/契約方式等  |                                    | 支出額    | 入札者数          | 落札率(%)                 | 一者応札・随契理由 |

|  |  |     |               |        |           |
|--|--|-----|---------------|--------|-----------|
|  | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務<br>その他(再委託契約) | 822 | --            | --     | --        |
|  | 支出先名   | 支出額 | 法人番号          |        |           |
|  | 株式会社フォーモア  | 330 | 9011201015488 |        |           |
|  | 契約概要（契約名）/契約方式等                                    | 支出額 | 入札者数          | 落札率(%) | 一者応札・随契理由 |
|  | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務<br>その他(再委託契約) | 330 | --            | --     | --        |

| 費目・使途<br>(単位：千円) | 支出先名                 | 契約概要（契約名）                            | 費目   | 使途                                   | 金額     |
|------------------|----------------------|--------------------------------------|------|--------------------------------------|--------|
| A                | デロイトトーマツコンサルティング合同会社 | 諸外国における寄附に関する制度に係る調査・分析業務            | 雑役務費 | 諸外国における寄附に関する制度に係る調査・分析業務            | 27,500 |
| B                | 株式会社大広               | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 24,200 |
| C                | 株式会社東宣               | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務 | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務 | 7,417  |
| D                | 個人A                  | 不当寄附勧誘防止法に係るポスターの印刷・梱包・発送            | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法に係るポスターの印刷・梱包・発送            | 959    |
| E                | 株式会社大広WEDO           | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 22,227 |
| F                | 株式会社時事通信社            | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務                 | 18,282 |
| G                | 株式会社日交               | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務 | 雑役務費 | 不当寄附勧誘防止法の普及・啓発に係る映像コンテンツの作成及び広告実施業務 | 4,160  |

| 国庫債務負担行為等による契約先リスト<br>(単位：千円) | 契約先名 | 契約額 | 法人番号 |
|-------------------------------|------|-----|------|
|                               | --   | --  | --   |

その他備考

|    |
|----|
| -- |
|----|